

◎子どものマスクの着用について（厚生労働省、文部科学省資料より抜粋）

就学児について

（小学校から高校段階）



マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写実活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう。

【気を付けるポイント】

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ※ 2歳以上の就学前の子どもは、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

◎「学校・保育PCR検査」の廃止及び今後の対応について

- (1) 保育PCR（幼稚園は実施） ※小中学校でのPCR検査は廃止
- (2) 学校で感染者と接触があった場合は、必要に応じて「接触者PCR検査センター」等を受検すること。
- (3) 有症状者は、各家庭で抗原定性検査キットを申し込むこと。
- (4) 有症状者で、抗原定性検査キットを使用し陰性が出た場合は、症状が治まってから登校すること。ただし、症状が続く場合は再度抗原定性検査キットの使用や医療機関を受診すること。



抗原定性検査キット
申込専用サイト

◎ 保育PCR受検（幼稚園のみ）の検査対象について

下記の全てを満たす場合の幅広い接触者（原則、無症状者※1）を検査対象とする。

- (1) 陽性者が教育等施設関係者（園児以外の職員等も含む）の場合
 - (2) 当該陽性者が感染可能期間 ※2 に登園等しており接触があった者
- ※1 風邪症状が出ている方には、コールセンター（098-866-2129）へ連絡し、紹介された医療機関で受診するよう勧めてください。
- ※2 症状がある方：最初に症状が出た日の2日前から
症状がない方：陽性確定に係る検査を受けた日の2日前から